

## 新型コロナウイルス感染症に関する小中学校の対応【令和5年5月改訂版】

| 児童生徒の状態                       | 児童生徒及び教職員   | 学校の対応  |
|-------------------------------|---|--|
| (1)陽性と診断された場合                 | <p>【出席停止】<br/>           症状が出始めた日を0日目として5日経過、かつ、症状がなくなっ<br/>           たら1日が経過するまで。</p> | <p>以下のいずれかの状況に該当する場合、学級閉鎖の実施を検討しま<br/>           す。<br/>           ①同一の学級において複数の児童生徒の陽性が判明した場合<br/>           ②その他、必要と判断した場合</p> |
| (2)濃厚接触者とされた場合                | <p>濃厚接触者の特定は行いません。</p>  | <p>通常授業</p>  |
| (3)同居の家族が濃厚接触者                | <p>登校を控える必要はありません。</p>  |  |
| (4)本人に発熱・咳などの風邪症<br>状がある場合    | <p>症状がなくなるまで登校を控えて下さい。</p>  |  |
| (5)同居の家族に発熱・咳などの<br>風邪症状がある場合 | <p>登校を控える必要はありません。</p>  |  |

※お子様に、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせずに休養させてください。